

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月21日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	南九州市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.minamikyushu.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokujiriyo/index.html">https://www.city.minamikyushu.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokujiriyo/index.html</a>

執行機関名 南九州市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南九州市子ども医療費助成条例(平成19年南九州市条例第94号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号) 別表第1 第2の項
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	南九州市子ども医療費助成条例(平成19年南九州市条例第94号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもに係る医療費を助成し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南九州市子ども医療費助成条例(平成19年南九州市条例第94号) 南九州市子ども医療費助成条例施行規則(平成19年南九州市規則第69号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	南九州市子ども医療費助成条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	南九州市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による受給資格の登録の申請の受理, その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	南九州市子ども医療費助成条例第2条第3項及び同条第4項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	南九州市子ども医療費助成条例第4条第1項及び第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	南九州市子ども医療費助成条例第3条 南九州市子ども医療費助成条例施行規則及び様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	南九州市子ども医療費助成条例第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	南九州市子ども医療費助成条例第5条第2項の規定による受給資格の登録の申請の受理, その申請に係る事実の認定に関する事務についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	南九州市子ども医療費助成条例第2条第3項及び同条第4項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	南九州市子ども医療費助成条例第4条第1項及び第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ホ	南九州市子ども医療費助成条例第3条 南九州市子ども医療費助成条例施行規則及び様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	南九州市子ども医療費助成条例第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	南九州市子ども医療費助成条例第9条の規定による助成金の支給の申請の受理, その申請に係る支給の調整に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 1	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 2	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 3	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 4	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 5	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 6	南九州市子ども医療費助成条例第9条第2項 南九州市子ども医療費助成条例施行規則第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--